福島県教育委員会平成25年7月定例会会議抄録

1 日 時

2 場 所

3 出 席 委 員

4 議事内容及び経過

- (1) 開 会
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会 期 の 決 定
- (4) 記録係の指名
- (5) 教育長提案理由説明

平成25年7月17日(水) 午後1時30分

教育委員室(県庁西庁舎9階)

境野委員長、1番 蜂須賀委員、2番 佐藤委員、3番 高橋委員、4番 小野委員

午後1時30分、委員長から7月定例会の開会が告げられた。

委員長から、高橋委員、小野委員が会議録署名委員として指名された。

委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。

委員長から大竹主事が指名された。

委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。

教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。

(説明概要)

議案第1号は、技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則の制定について、教育長臨時代 理により処理したことの承認を求めるもの。

議案第2号は、福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する 規則の一部を改正しようとするもの。

議案第3号は、福島県立博物館運営協議会委員の任免について諮るもの。

議案第4号は、教育庁教員系職員の人事異動について決定し、発令しようとするもの。

議案第5号から議案第8号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行 おうとするもの。 (6) 会議の非公開

報告第1号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

 (7) 議
 案
 審
 議

 議
 案
 第
 1
 号

ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号及び議案第2号を除く議案等について、 非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、 非公開とされた。

教育長臨時代理による処理の承認について(技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則の制定について)(議案第1号)、職員課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

季 員 長:職員団体との交渉が合意なしに終結したというのは、職員団体が黙認したという ことなのか。

職員 課長: 教育委員会の努力についてある程度納得はできるが、合意はできないということ で終結となったものである。

職員課長:一般職員の給与については条例で定められており、今回の減額については知事が 条例で提案している。技能労務職員の給与については教育委員会規則で定めており、 今回の減額についても教育委員会規則で定めたものである。

議 案 第 2 号

福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部を改正する規則について(議案第2号)、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

							教育総務課長:実際に不都合が生じた訳ではない。
							これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。
(8)	前 回	会	議翁	录 の	承	認	委員長が、平成25年6月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認
							した。
(9)	議	案	<u>.</u>	審		議	
	議	案	第		3	号	福島県立博物館運営協議会委員の任免について(議案第3号)、社会教育課長より説明があ
							り、全員異議なく原案のとおり可決した。
	議	案	第		4	号	教育庁職員(教員系)の人事について(議案第4号)、職員課長より説明があり、全員異議
							なく原案のとおり可決した。
	議	案	第		5	号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について(議案第5号)、職員課長より児童に対する
							わいせつ行為に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
	議	案	第		9	号	教育長より議案第9号の追加提案がなされ、全員異議なく認められた。
							退職手当の支給について(議案第9号)、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案
							のとおり可決した。
	議	案	第		6	号	福島県公立学校教員の懲戒処分について(議案第6号)、職員課長より窃盗及び信用失墜行
							為に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
	議	案	第		7	号	福島県公立学校教員の懲戒処分について(議案第7号)、職員課長より体罰に係る処分案に
							ついて説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

議 案 第 8 号

 (10)
 報告事項

 報告第1号

- (11) 次 回 の 日 程
- (12) 閉 会

福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について (議案第8号)、職員課長より法定速度超過による運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

訓告処分等について(報告第1号)、職員課長より説明があり、全員異議なく了承した。 平成25年8月21日(水)午後1時30分に定例会を開催することが決定された。 午後3時34分閉会となった。